

## 尼崎市立幼稚園のあり方検討会設置要綱

(この要綱の趣旨)

第1条 この要綱は、尼崎市立幼稚園のあり方検討会（以下「検討会」という。）の設置、組織及び運営について必要な事項を定める。

(設置)

第2条 将来に向けた市立幼稚園に求められる機能や役割を再整理するとともに、教育内容の充実策のほか、効果・効率的な運営体制等、尼崎市立幼稚園のあり方について広く検討するため、検討会を設置する。

(組織)

第3条 検討会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者その他教育委員会が適当と認める者のうちから、尼崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から検討会が検討内容に関する報告書を教育委員会へ提出した日までとする。

(招集)

第5条 検討会は、教育委員会が招集する。

(座長及び副座長)

第6条 会議の円滑な進行のため検討会には、座長及び副座長を置く。

2 座長は、委員の互選により決定し、会議の進行を担い、会議を総理する。

3 副座長は、座長の指名により決定し、座長が欠けた時に座長の職務を代理する。

(意見の聴取等)

第7条 検討会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 検討会の庶務は、教育委員会事務局幼稚園・高校企画推進担当において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営について必要な事項は、教育委員会が検討会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年6月8日から施行する。